

# にしかわ

広報

1978

12/10

第223号

発行/新潟県西蒲原郡西川町役場

編集/総務課

毎月10日・25日発行



## 花の妖精

花の精さん 出ておいで  
ねむってないで 出ておいで  
わたしがそつと守ってあげるから

### 本号のおもな内容

- 2面 生命保険と税金
- 3面 福祉年金のしくみ
- 4面 ゴミのお知らせ
- 5面 新有権者感想文募集
- 6面 お知らせ

# 生命保険と税金

## ●生命保険と税金

最近では、一〇世帯のうち九世帯までが生命保険に加入しているといわれるほど、その普及はめざましいものがあります。

生命保険に加入し保険料を支払ったときや、保険金を受取ったとき、いろいろ税金の問題が起こってまいります。

※生命保険料を支払ったとき  
支払額に応じて「生命保険料控除」として、その年の所得金額から差引かれます。

※保険金を受取ったとき  
支払った保険料を、だれが負担していたか……によって相続税、贈与税、所得税のいずれかの計算を行うこととなります。

●貯蓄と税金  
私たちは、住宅の購入資金や思いがけない出費などに備えて、預金をしたり公社債を買ったりして貯蓄をしています。

これらの預金や公社債の利子には、利子所得として所得税がかかりますが、一定の手続きをすることによって税金がかからない制度があります。

※非課税となるのは  
①小額貯蓄の利子——預貯金の利子や、貸付信託などの収益の分配金は、一人元金二〇〇万円を限度として税金がかかりません。

②少額公債の利子——国債や公債地方債の利子は、①とは別くで額面金額三〇〇万円までは税金がかかりません。

③勤労者財産形成貯蓄の利子——給料から天引きして貯蓄する勤労者財産形成貯蓄の利子には、①②とは別くで、元金五〇〇万円まで税金がかかりません。

これらの非課税制度は、一般に「マル優」とか「特別マル優」といわれているものです。そのほか郵便貯金の利子は原則として非課税です。

※住宅貯蓄控除  
住宅を購入するための貯蓄で、一定の要件にあてはまる場合は、所得税の「住宅貯蓄控除」が受けられます。

一定の要件とは、①定期的に三年以上の積立をすること、②積立金は利子とともに全部を住宅購入資金にあてること、③積立期間満了後、一定期間内に自分で居住する住宅（床面積が一六五平方メートル以下で敷地面積が三〇〇平方メートル以下）を購入すること、……などです。

なお、詳しいことは税務署・税務相談室でお尋ねください。  
代表電話 〇二五六七一一一三五五

# 福祉年金のしくみ

## 【その一】

### 福祉年金のなりたち

福祉年金を受ける権利のある人  
福祉年金が受けられる要件  
(1) 老齢福祉年金  
次のいずれかに該当する人に支給されます。  
ア 明治四十四年四月一日までに生まれた人が七十歳になつたとき。  
イ 大正五年四月一日までに生

生年月日	期間
明治四十五年四月一日までに生まれた人	四年
明治四十五年四月二日から大正二年四月一日までに生まれた人	五年
大正二年四月二日から大正三年四月一日までに生まれた人	六年
大正三年四月二日から大正五年四月一日までに生まれた人	七年

まれた人であつて、国民年金の保険料を納めた期間と保険料を免除された期間を合算した期間が次の表のように四年から七年以上ある人が、七十歳になつたとき。

(2) 障害福祉年金  
日常生活に著しい制限を受ける程度（国民年金法障害等級表一級および二級に該当するとき）の障害の状態にある二十歳以上の人が、次の要件のうちいずれかに該当する人に支給されます。  
ア 国民年金制度が発足した昭和三十六年四月一日前の病気の状態で、一級および二級の障害の状態にある人。ただし、明治四十四年四月一日以前に生まれた人は、昭和三十六年四月一日以後に負傷または病気がかり障害の状態になつたとき（国民年金法障害等級

表二級に該当することによる支給は昭和四十九年四月から開始）  
イ 国民年金の被保険者となる前の負傷や病気によって障害の状態になつた場合で、次に該当するとき。  
● その負傷や病気をはじめて医者にみてもらつた日が昭和三十六年四月一日前であるとき。  
● その負傷や病気をはじめて医者にみてもらつた日が二十歳に達する前であるとき。

# 国民年金の保険料は税金の控除対象!!

この一年間に納めた国民年金の保険料は、サラリーマンの年末調整や自営業者などが確定申告をするとき、その額がまるまる所得額から控除され、所得税が減額され

十二月は、年末調整の月ですから、該当者は、この手続きを忘れずにしてください。

● 控除される額  
昭和五十三年一月から十二月までに納めたときの保険料額が控除の対象になります。

① 定額保険料 五十三年一月から三月までは一ヶ月につき二二〇〇円、五十二年四月から十二月までは一ヶ月につき二、七三〇円。（定額保険料を一年間まるまる納めた場合は三、一七〇円）

② 付加保険料 五十三年一月から十二月まで一ヶ月につき四〇〇円。（付加保険料を一年間まるまる納めた場合は四、八〇〇円）

※ 定額保険料と付加保険料をあわせて、一年間まるまる納めた人の場合は三五、九七〇円。

このほか、五十三年一月から五十二年十二月の間に納めた未納保険料や追納保険料、特例納付保険料の総額が控除の対象になります。



# 公給領収証 受領強調月間

◆ 明朗会計は公給領収証で ◆

料理飲食等消費税ならびに公給領収証をご存じですか。  
料理飲食等消費税とは「料理店、小料理店、バー、飲食店、旅館、その他これに類する場所」で、飲食や宿泊等をしたときに利用料金に付し課税される税金です。  
公給領収証とは県で交付する領収紙で、経営者が発行する領収証です。この制度が発足してすでに二十余年を経過しましたが、この間皆様方の協力により所期の目的を達しつつありますが、なお一層の徹底を図るため、きたる十二月十日から一月九日までの一ヶ月間を「料理飲食等消費税に係る公給領収証の完全交付・受領強調月間」を設定してご協力を願うことにしました。料理店等ご利用の際には公給領収証を受領される

区分	免税点
料理店、小料理店、カフェ、バー、キヤバレーなど	免税点適用なし
一泊一食の宿泊料金が免税点を超えた場合の基礎控除額	一人一泊につき 四、〇〇〇円
旅館、ホテル、ホステル、宿舎の追加	一人一回 二、〇〇〇円
飲食、夜食、間食、昼食等、休憩及び飲食	一人一回 二、〇〇〇円
飲食店・喫茶店など	一人一回 二、〇〇〇円
調理区分食堂（デパートの食堂など）	一品につき 一、〇〇〇円
仕出し・出前	一人前 二、〇〇〇円



ようお願い申し上げます。  
なお、下記の免税点をこえる利用料金については利用料金の十パーセントの料理飲食等消費税が課税されます。

## 十二月の役場事務相談

役場事務に対する意見・要望・苦情などについて、お気軽に相談においでください。

相談員の自宅の電話番号は二五二二番です。電話によるご相談も歓迎します。

◆ とき 十二月十九日  
午後一時から午後三時まで  
◆ ところ 西川町役場  
◆ 相談員 石黒喜十郎氏



1月は9日です

住みよい西川町にするため町長に「こんなことを聞いてみたい」「こんな意見を言ってみよう」とお考えのかたはお気軽にお電話ください。

▼ 毎月第一火曜日  
午後五時から五時二十分まで  
▼ 電話 三二一五番

# 年末年始の

## ゴミ・危険物収集



合により、年末に繰り上げて次のとおり行います。

地区	収集日
鑑郷地区	十二月二十六日(火)
曾根地区	十二月二十七日(水)
町部	十二月二十八日(木)
升満地区	十二月二十九日(金)

定期のゴミ、危険物収集日は次のとおりです。

### ●ゴミ収集日(定期)

(祝日は収集を休みます)

収集日	収集地区
毎週	鑑一、二、三、四番町、学校町、水道町、新栄町、矢島、千隈町、藤見町、大正通、旗屋
曜日	五、六、七、八、九番町、(火)出、東町、朝日町、六分、見
毎週(月)	下山、川崎、中島、平野
(火)出	横島、西伏上
(水)出	松崎、桑山、新川、押付
毎週(木)	天笠堂、真田
毎週(金)	升満地区全域
(土)出	
(日)出	

●臨時危険物収集日  
一月の危険物収集は、業務の都合により、年末に繰り上げて次のとおり行います。

●危険物収集日(定期)  
日曜、祭日は収集を休みます

ので収集日は順遅れとなります)

収集日	収集地区
毎月第一	鑑郷農部地区(平野を除く)
毎月第二	新栄町
毎月第三	曾根農部地区(新川を除く)、平野、学校町、水道町、大正通、藤見町
毎月第四	一、二、三、四、五、六番町、鑑一、二、三区
水曜日	千隈町、朝日町
毎月第一	八、九番町、東町、新川
毎月第二	
金曜日	升満地区

きまりを守って  
きれいな町に

●収集日でないときに、ゴミ、危険物を出さないでください。

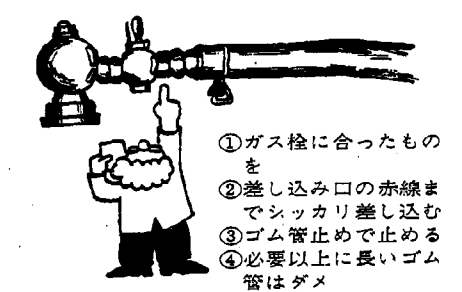
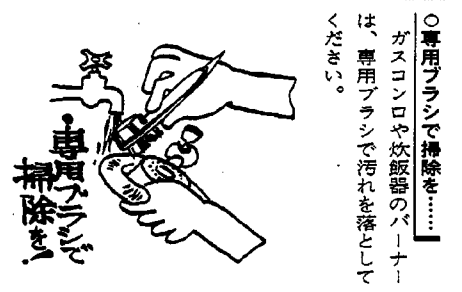
●ゴミ集積所の周囲は、いつもきれいに。

### ガス使用のアドバイス その②

○専用のブラシで掃除を……  
ガスコンロや炊飯器のバーナーは、専用ブラシで汚れを落とすしてください。

○臭いのゴム管をしっかりと止めて  
ゴム管は良質のものをゴム管止めでしっかりと止めて使用し、老朽によるヒビ割れや、差し込み口などのすまみがなかななどを点検してください。ヒニール管は熱に弱く、絶対に使わないでください。

○ガス栓に合ったものを使う。  
①ガス栓に合ったものを使う。  
②差し込み口の赤線までシッカリ差し込む。  
③ゴム管止めを止める。  
④必要以上に長いゴム管を使わない。



- ① ガス栓に合ったものを使う
- ② 差し込み口の赤線までシッカリ差し込む
- ③ ゴム管止めを止める
- ④ 必要以上に長い管はダメ

### プラネタリウム 投映のお知らせ!

プラネタリウムの投映は毎月十日と二十日です。  
(ただし火・日曜及び祭日は除く) こんど二十日の投映内容は、「過去の空と未来の空」です。  
— 公民館 —

# 新有権者



## 感想文募集について

自治省・財団法人「明るい選挙推進協会」では、このたび成人を迎えた者または迎える者の新成人としての感想、または、選挙を経験したことなどにより地方自治や国政への参加について感じたことなどの感想文を募集しています。

●応募内容と標題  
成人を迎えた者または迎える者の新有権者としての感想、または選挙を経験したことなどにより地方自治や国政への参加について感じたこと。

●応募資格  
昭和三十三年一月一日から昭和三十四年十二月三十一日までの間に生まれたもの。

●受付・締切期日  
昭和五十四年一月三十一日締切(当日消印有効)

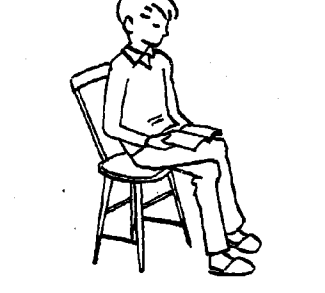
●提出先  
西川町選挙管理委員会事務局

●選考方法  
① 地方審査  
都道府県・指定都市ごとに応募作品のうちから二篇を選び、財団法人「明るい選挙推進協会」宛に送付します。

② 中央審査  
各都道府県、指定都市選挙管理委員会において選出されたものにつき三月上旬に審査を行う。

●入選発表  
昭和五十四年三月下旬各選挙管理委員会を通じて本人に知らせると同時に、財団法人「明るい選挙推進協会」発行の広報誌「私たちの広場」(町選挙管理委員会事務局にあり)に佳作以上の氏名を発表し、最優秀作品は同誌に全文を掲載する。

●賞  
最優秀・入賞には自治大臣、佳作には財団法人「明るい選挙推進協会」会長の賞状を授与し、併せて



て次の副賞を贈る。  
なお、最優秀及び入賞の六篇の入選者には、自治省において自治大臣から賞状の授与を行う。

副賞 最優秀、一篇 五万円  
入賞 五篇 各三万円  
佳作 若干名各一万円

●応募上の注意  
① 応募者の住所・氏名(フリガナを付けること)、性別・生年月日及び職業を原稿の末尾に明記すること。(字数の制限外)

② 応募作品は未発表のものとする。

③ 応募原稿は返却しないものであること。

④ 入選作品の著作権は主催者に属し、作品は明るい選挙推進運動のため自由に利用できるものとする。

⑤ この感想文募集が行われることを知った媒体名(新聞・ラジオ・テレビ・都道府県の広報紙その他)を記入すること。

# 郵便を上手に利用するために

はがきは表も二分の一までは通信文が書ける

表面の下二分の一、横長に使うときは左側二分の一。スタンプなどもこの範囲内に、これを超えるとは定形扱い。(五〇円)

二〇円を出せる私製はがき・絵はがきの大きさ

長辺一四一・一五センチメートル 短辺九一・〇七センチメートル

重さ二・六グラムで表面が白色のもの。これを超えると料金は五十円以上になります。小さ過ぎてもダメ。

書き損じた電報はがきは郵便局で交換できる。

手数料は、通常はがき三円、往復はがきおよび郵便書簡(ミニレター)は六円。

封書には「定形」および「不定形」郵便物がある

定形郵便物は、長辺一四一・二三センチメートル、短辺九一・一七センチメートル、厚さ一センチメートル以内、重さ五〇グラム以内。料金は五〇円(二五グラムまで)

その他は定形外となりますが、最大四〇センチメートル・二七センチメートル、厚さ一〇センチメートル、重さ四キログラムまでです。定形外の料金は重さによって一〇〇円・二四〇円。

小包には大きさと重さの制限がある

最大でも、一辺が一メートル、「長さ十幅十厚み」が一・五メートル、重さ六キログラムまで(但し速達は三辺の合計が一メートル重さ四キログラムまで) (料金は、重さと地帯によって二五〇～九〇〇円)。

※書籍は割安な書籍小包で、最高二キログラムまで。必ず一部を開封。料金は全国一律、重さによって二〇～二八〇円。

料金不足は相手に失礼  
受取人が、不足料金と手数料二〇円を取られます。切手の貼り忘れ、重量超過や記載事項違反などないよう、よく確かめて出してください。

広報にしかわ

# 明くる心

〔わたしの作品〕  
升湯小学校五年生  
小林由里子さん



〔評〕  
均整のとれた書き方で、一文字一文字の形も整っています。おおらかに、伸び伸びと書けた作品です。

指導者 半田 廣

## お知らせ



### 犬の放し飼いをやめよう!

最近犬の放し飼いによる苦情が大変多くなっています。飼主の方は他人の迷惑にならないよう、咬傷事故の起きないよう次のことに十分注意をしてください。

- 犬は常にシッカリとつないでおきましょう。
- 犬の首輪には登録と注射済票を付けましょう。
- 捨て犬は絶対にしないでください。不用犬は役場保険衛生課へ連絡してください。(巻保健所が日を決めて引取ります。)
- 犬の死体は畑や、他人の土地等に埋めないでください。
- 犬の死体は袋に入れゴミとして出してください。
- 悪質な放し飼いは一万円以下の罰金となっています。
- ※ 犬も家族の一員です。愛情を持って飼いましょう。

## ●12月の衛生行事●

月日(曜)	種 目	対 象	場 所	時 間	備 考
12月11日(月)	糖尿病相談会	糖尿病検診受診者で糖尿病型・境界型の人	福祉会館	午前 9:30 午後 2:00	受付午前9:00~9:30 個人通知
18日(月)	保健委員研修会	各町内部署の保健委員全員	分館	午前 9:00 午後 3:30	
	不用犬引取り	全町希望者	役場	午前 9:30~11:00	引取手数料 1頭1,000円(収入証紙)印鑑必要(新潟県動物保護管理条例による)
18日(月)	ツベルクリン接種	①S 52年6月1日~S 53年5月31日生まれ	商工会館	升湯1:30~2:00 霞郷2:00~2:30 曾根2:30~3:00	母子手帳持参
		②前回未接種者			
20日(水)	ツベルクリン検査判定・BCG接種	12月19日(火) ツベルクリン接種者	福祉会館	升湯1:30~2:00 霞郷2:00~2:30 曾根2:30~3:00	問診票 母子手帳持参
22日(金)	乳児産婦健康相談	S 53年10月生まれ	福祉会館	午前 9:30~11:00	母子手帳持参
	乳児検診	S 53年1月及び6月生まれ	福祉会館	升湯1:30~1:50 霞郷1:50~2:10 曾根2:10~2:30	母子手帳持参
25日(月)	胸部精密検診	①結核検診での要精検者 ②経過観察者	福祉会館	午前 9:30~11:00	個人通知

## 年末し尿汲取り

十二月の声とともに各家庭では大掃除その他でいろいろな計画が、ありのことでしようが、巻町外三ヶ町村衛生組合では年末のし尿汲取り業務を次のとおり行います。

◎し尿汲取り  
十一月二十九日(金) 平常  
十二月三日(土) 業務

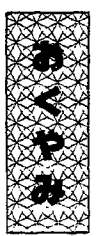
西川衛生社

十二月三十一日(日) 休み  
一月一日(月) 休み  
一月二日(火) 休み  
一月三日(水) 休み

年内に汲取りを希望される各家庭は十二月二十五日までに汲取り業者に連絡してください。

TEL(曾根)二四五五番

氏名 年齢 死日 世帯主 部番  
中原 廣治 57 % 昭二 見帯  
渡辺 キヨノ 72 % 昭二 見帯



氏名(旧氏名) 世帯主 部番  
高橋 和男 高橋 和男 鱧二  
(清水)三江  
渡辺 秀作 渡辺 喜作 矢島  
(高橋)久子



氏名 生年月日 部番  
高井 九二男 % 光男 真田  
山本 誠 % 作二 新栄町  
福島 敦 % 定一 大関



## 町民のうごき